

選挙〇×クイズ

選挙のこと、知れば知るほどおもしろくなる

～初級編～



だい もん
第1問

さいしょ しゅうぎいんせんきょ めいじ ねん
最初の衆議院選挙(明治23年)では、
おかねもち だんし とうひょう
お金持ちの男子しか投票できなかつ
た。

せいかい

正解は「○」

にほん
日本で最初の衆議院選挙では、高い税金を納め
さいいじょう
ている25歳以上の男子しか投票できず、財産が少
ざいさん
ずく
ない人や女性には選挙権がありませんでした。

だい もん
第2問

かいがい 海外には、投票に行かないと罰金を
とられる国がある。

せいかい

正解は「○」

オーストラリアでは、選挙に行くことを法律で義務づけているので、投票に行かないと罰金を取られます。

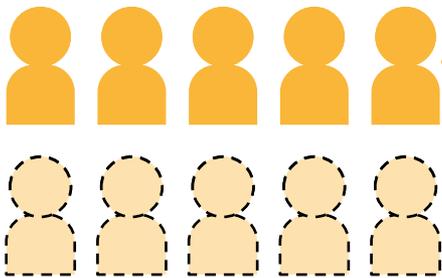
日本では、投票は義務ではないので罰金はありませんが、貴重な権利を大切にしましょうね。

～投票に行かないとどうなる？～

例) 学校れいの体育館がっこうの使用たいいくかん方法を投票しょうほうほうで決めきましょう。

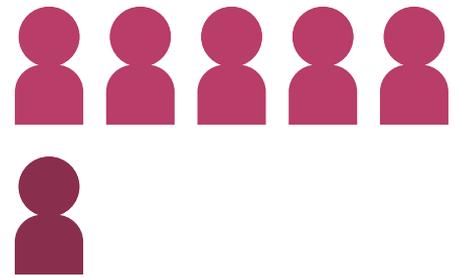


5票 < 6票



10人中、
投票に行った
のは5人だけ

6人全員が
投票した！



バスケットボールがいいと思っている人が多いはずなのに、
投票者数の多いなわとびに決まってしまうました…。

だい もん
第3問

りゅうがくちゅう
海外に留学中は、日本の選挙の
投票をすることができない。

せいかい

正解は「×」

^{しごと}仕事や^{りゅう}留学などの理由で^す海外に住んでいる人は
「^{ざいがいとうひょう}在外投票」をすることができます。

ただし、投票できるのは^{こくせいせんきょ}国政選挙（^{しゅうぎいんぎいん}衆議院議員
^{さんぎいんぎいん}選挙と参議院議員選挙）のみです。



だい もん
第4問

とうじつ
投票日当日、

いちばんはや とくべつ
投票所に一番早くついた人は特別に

とうひょうばこ なか み
投票箱の中を見ることができる。

せいはい

正解は「○」

投票所に一番早くきた人(最初に投票する人)には投票箱の中に何も入っていないことを^{かくにん}確認してもらいます。

投票箱の中を見られるなんてなかなかない^{けいけん}経験
ですよ。

だい もん
第5問

投票用紙は、折^おりたたんで投票して
も時間^{じかん}がたてば自然^{しぜん}に開^{ひら}く特別^{とくべつ}な紙^{かみ}
で^{つく}作^{つく}られている。

せいかい

正解は「○」

選挙の投票用紙はプラスチック製せいの特別な紙で
つくられており、投票箱に折って入れてもしばらく
すると自然に開くようになっています。

かいひよう

開票かいひようのときに折ってある紙を 1 つ 1 つ開いてい

たら大変たいへんですよ。みなさんに少しすこでも早くはや結果けっかを

つた

伝えるためのちよつとした工夫くふうです。

だい もん
第6問

しちょう き こうほしや
市長を決める選挙で候補者2人

とくひょうすう おな ばあい
の得票数が同じになった場合は、

なお
選挙をやり直す。

せいかい

正解は「×」

市長選挙の場合、一定以上の得票があり最高得票数を得た人が当選人となりますが、得票数が同じ候補者が2人以上いるときは、くじ引きで当選人を決定することになっています。

その昔は、得票数が同じときは年長者が当選とされていましたが、より公平にするためくじ引きをすることになりました。



だい もん
第7問

初めての衆議院議員選挙では、投票するときに自分の名前を書かなければいけなかった。

せいかい

正解は「○」

昔は投票するときに自分の名前を書かなければいけませんでした。これでは、だれがだれに投票したかわかってしまうのでやりづらいですね。

最初の衆議院選挙から10年後(明治33年)に、名前を書かなくてよいこととなり、「投票の秘密」が
まも守られるようになりました。

だい もん
第8問

投票日に^{よてい}予定があるときは、友だち
に^か代わりに投票してくれるよう^{ねが}お願い
してもよい。

せいかい

正解は「×」

ほんにん

本人以外のひとが投票することはできません。

りょこう

ばあい

投票日当日に、仕事や旅行の予定がある場合は

きじつまえとうひょう

りょう

じぜん

「期日前投票」を利用して、事前に投票しましょう。

だいもん
第9問

明るい選挙のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」は、とら^{ねこ}猫を
モチーフにしている。

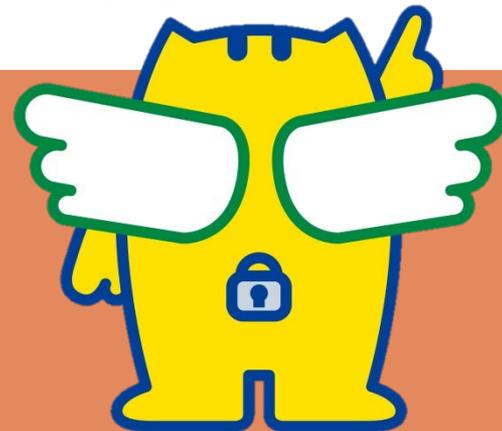


せいかい

正解は「×」

めいすいくんは「投票箱」をモチーフにしています。
頭部とうぶの2本のたて線せんは、投票用紙を入れるところを表あらわしていて、背中せなかには明るい選挙めざを自指して飛び立つとために羽たがついています。

どこかで見かけたら思い出おもしてくださいね。だ



だいもん
第10問（ラスト！）

へいせい
平成27年6月に法律が^{あた}新しくなり、
ねんれい
投票に行ける年齢が^{さいいじょう}18歳以上に
なった。

せいかい

正解は「○」

最初の選挙では満^{まん}25 歳以上であった選挙権は、
昭和^{しょうわ}20 年に満 20 歳以上となり、それからおよそ
70 年後に満 18 歳以上へと^{かくだい}拡大されました。

18 歳になったら^{きちょう}貴重な^{いっぴょう}一票を大切に、^{かなら}必ず投票
に行きましょう。

まじめ

大切なポイントをおさらいしよう



ポイント1 「選挙権」は大切な権利

選挙権とは、わたしたちに代^かわって政^{せい}治^じを行う

代^{だい}表^{ひょう}者^{しゃ}を「選^えぶことができる権利」です。

大切な権利であることを忘^{わす}れないでください。



ポイント2 投票は「満18歳以上」から

18歳になったら投票に行きましょう!

18歳^{みまん}未満の方は投票できませんが、選挙人の

^{どうはん}同伴する子どもは投票所に入ることができるので

^{きかい}機会があれば、お父さんやお母さんといっしょに投

票所へ行き、選挙の^{ふんいき}雰囲気^{たいけん}を体験してみるのもい

いですね。

ポイント3 投票にもいろいろある

投票日にほかの予定があるときは「きじつまえとうひょう期日前投票」
により投票しましょう。ほか他にもおも重いしょう障がいがある場
合等はじたく自宅からゆうびん郵便で投票できるせいど制度など、一票
を大切にしてもらうためにいろいろ色々な制度があります。

いざ自分が投票するときにこま困ったことがあれば
せんきょかんりいいんかい選挙管理委員会にそうだん相談してみてください。

ちいごに...
投票所で待ってます！

